

2024年9月17日

スチュワードシップ活動に係る自己評価

当社は、お客さまから委託された大切な資産の運用を行う立場として、投資先が投資家の利益と持続的な企業価値向上を十分に考慮して事業運営を図ることが大切であると考えます。当社は、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすに当たり、投資先の状況を的確に把握し、当該投資先との「目的を持った対話」などを通じて改善を促すことにより、持続的な企業価値向上に努め、受益者の利益最大化を図ります。

2023年7月から2024年6月まで当社が行ったスチュワードシップ活動に関し、日本版スチュワードシップ・コード原則7-4¹に基づき自己評価を実施しましたので、公表いたします。本自己評価はスチュワードシップ諮問会議において、受託資産の運用における議決権行使や投資先企業との「目的を持った対話」などのスチュワードシップ活動が、投資家の利益最大化を確保するために十分かつ適切であるか、利益相反が生じていないか等の検証をいたしました。その結果、2023年7月から2024年6月までのスチュワードシップ活動の適切性は確保されており、利益相反の観点等からも問題はないものと評価いたしました。

なお、スチュワードシップ諮問会議は当社のスチュワードシップ活動に対する独立性・中立性を確保するため、構成員の過半数を、社外取締役やアセットマネジメントビジネスに精通した社外有識者の第三者から選定しており、検証結果は取締役会にも報告を行っております。

当社のスチュワードシップ活動の詳細につきましては、「スチュワードシップ活動のご報告（2023年7月-2024年6月）」をご覧ください。

<ご参考>

¹2020年3月24日スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（令和元年度）

『「責任ある機関投資家」の諸原則 ≪日本版スチュワードシップ・コード≫ ～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～』

7-4. 機関投資家は、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を適宜の時期に省みることにより、本コードが策定を求めている各方針の改善につなげるなど、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。

特に、運用機関は、持続的な自らのガバナンス体制・利益相反管理や、自らの

スチュワードシップ活動等の改善に向けて、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を定期的に自己評価し、自己評価の結果を投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表すべきである²⁶。その際、これらは自らの運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識すべきである。

²⁶ こうした自己評価やスチュワードシップ活動の結果の公表は、アセットオーナーが運用機関の選定や評価を行うことにも資すると考えられる。